

令和7年10月（第10回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年10月10日（金）午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階大ホール

3. 出席委員（12名）

1番	井川 寿範（筆頭代理）	2番	農政憲（次席代理）
5番	北野 洋一	6番	松本 功
7番	西村 誠志	8番	守江 勉
9番	宮本 一義	10番	富永 芳弘
11番	下山 和之	12番	吉村 武幸
13番	吉田 一浩	14番	松本 三千輝（会長）

4. 欠席委員（2名）

3番 坂上 孝司 4番 里見 勝則

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員について

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について

日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について

日程第4 報告第3号 許可不要転用届について

日程第5 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について

日程第6 議案第2号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画について

日程第7 令和7年 第11回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

農地係長 松本まゆみ 主査 井 敦子

主査 堀田章一郎

7. 会議の概要

(農地係長)

只今より、令和7年第10回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、3番坂上孝司委員、4番里見勝則委員より欠席の連絡をいただいております。農業委員14名中12名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、松本会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。

1番井川寿範委員、13番吉田一浩委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届の報告とします。

次に日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

所有権移転の部 権利取得者が農地所有適格法人の番号1番につきましては、5番北野洋一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(5番委員)

調査報告いたします。

本案件は、申請人である法人が農地所有適格法人の認定を受けたうえで、農地法第3条により農地の所有権移転を行うものです。

9月30日に石川推進委員と共に代理人に聞き取り調査を行いました。

まず、農地所有適格法人の認定の要件について、報告いたします。

法人の形態についてですが、申請人の法人は「特例有限会社」であり、法律上は「株式会社」として扱われるため、要件を満たしています。

次に、事業の要件ですが、会社の事業目的は「畜産業及び農業の経営」等となっており、畜産業が主な事業となっていますので、要件を満たしています。

次に、議決権要件についてですが、会社の議決権となる株式の過半以上を農業関係者が保有しているかについては、発行済みの株式60株中、法人の代表取締役1名が30株、取締役1名が20株、取締役1名が10株保有しており、100%の議決権を農業関係者が保有していることから要件を満たしています。

最後に役員要件についてですが、法人の役員は代表取締役が1名、取締役が2名となっており、農作業従事日数については、代表取締役が年間315日、取締役の1名が315日の農業常時従事者であるため、役員の過半が農作業に従事しているため要件を満たしています。

以上、農地所有適格法人の認定要件は全て満たしていますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番につきまして、北野洋一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、農地所有適格法人に認定することいたします。

続きまして、北野洋一委員より補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

続きまして、農地法第3条について調査報告いたします。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、トラック、家畜車、冷凍車を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は飼料作物で、申請地には飼料作物を作付するとの事です。

取得後の農地の面積については、95, 513m²で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので、問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番について、北野洋一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、賃借権設定の部 権利取得者が農地所有適格法人の番号1番につきましては、6番松本功委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(6番委員)

調査報告いたします。

本案件は、申請人である法人が農地所有適格法人の認定を受けたうえで、農地法第3条により農地の賃借権設定を行うものです。

10月8日に福嶋推進委員と共に賃借人に聞き取り調査を行いました。

まず、農地所有適格法人の認定の要件について、報告いたします。

法人の形態についてですが、申請人の法人は「合同会社」であり、要件を満たしています。

次に、事業の要件ですが、会社の事業目的は「農作物の生産、加工及び販売」等となっており、農業が主な事業となっていますので、要件を満たしています。

次に、議決権要件についてですが、合同会社とは出資者と経営者が同一である会社形態となり、要件を満たしています。

最後に役員要件についてですが、法人の役員は業務執行役員2名となっており、農作業従事日数については、業務執行役員2名ともに年間200日の農業常時従事者であるため、役員の過半が農作業に従事しているため要件を満たしています。

以上、農地所有適格法人の認定要件は全て満たしていますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番につきまして、松本功委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、農地所有適格法人に認定することいたします。

続きまして、松本功委員より補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

続きまして、農地法第3条について調査報告いたします。

農地貸借後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、耕うん機、噴霧器をリースしており、今後草刈機も導入予定しておりますので、問題ありません。

主に生産される作物は梅、柿で、申請地には梅・柿を作付するとの事です。
貸借後の農地の面積については、4,884m²で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので、問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番について、松本功委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することについて議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号説明》

(議長)

只今、議案第2号について説明を申し上げました。

まず、賃借権設定の部 番号2番、3番及び4番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号2番、3番及び4番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

それでは、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、所有権移転の部でございます。

何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第7 令和7年第11回委員会の日時について申し上げます。

次回は11月10日月曜日、午後2時よりJAかみましき益城支所 2階大ホールで開催いたします。

皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を井川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年10月10日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員